

産業廃棄物処分業許可証

住所 名古屋市港区幸町1丁目46番地1

氏名 リサイクルテック・ジャパン株式会社

〔法人にあっては名称〕 代表取締役 高取 美樹 様
及び代表者の氏名

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項の許可を受けた者であることを証する
第14条の2第1項

名古屋市長 河村 たかし



許可の年月日 令和 5年 8月 1日

許可の有効年月日 令和 10年 7月 31日

1. 事業の範囲

(1) 中間処理（破碎）

廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を除く）、処分するために処理したもの（廃遊技機の手解体により生じた木くずに限る）

以上7種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く）

(2) 中間処理（破碎）

廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く）、木くず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を除く）、処分するために処理したもの（廃遊技機の手解体により生じた木くずに限る）

以上5種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く）

(3) 中間処理（破碎）

廃プラスチック類（ガラスくず及び陶磁器くずの付着物に限る。石綿含有産業廃棄物を除く。）、金属くず（ガラスくず及び陶磁器くずの付着物に限る）、ガラスくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を除く）

以上3種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く）

(4) 中間処理（圧縮）

廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く）

以上1種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く）

(5) 中間処理（破碎選別）

廃プラスチック類（ガラスくず及び陶磁器くずの付着物に限る。石綿含有産業廃棄物を除く。）、金属くず（ガラスくず及び陶磁器くずの付着物に限る）、ガラスくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を除く）

以上3種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く）

以下余白

（裏面に続く）

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 破碎施設

設置場所 名古屋市港区いろは町4丁目7番

設置年月日 令和3年11月20日

処理能力 廃プラスチック類 2.18 t/日 (8時間)
紙くず 0.87 t/日 (8時間)
木くず 3.75 t/日 (8時間)
繊維くず 0.86 t/日 (8時間)
金属くず 3.04 t/日 (8時間)
ガラスくず及び陶磁器くず 4.35 t/日 (8時間)
処分するために処理したもの 3.75 t/日 (8時間)

(2) 破碎施設

設置場所 名古屋市港区十一屋二丁目13番

設置年月日 平成23年8月20日

処理能力 廃プラスチック類 1.4 t/日 (8時間)
木くず 4.14 t/日 (8時間)
金属くず 3.45 t/日 (8時間)
ガラスくず及び陶磁器くず 3.38 t/日 (8時間)
処分するために処理したもの 4.14 t/日 (8時間)

(3) 破碎施設

設置場所 名古屋市港区神宮寺一丁目204、205番

設置年月日 平成22年10月29日

処理能力 8.74 t/日 (15時間)

(4) 圧縮施設

設置場所 名古屋市港区いろは町4丁目7番

設置年月日 平成28年2月15日

処理能力 0.6 t/日 (8時間)

(5) 破碎選別施設

設置場所 名古屋市港区神宮寺一丁目205番

設置年月日 平成28年3月28日

処理能力 32.13 t/日 (8時間)

3. 許可の条件

該当なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成15年 8月 1日 新規許可

平成20年 9月16日 更新許可

平成25年 8月15日 更新許可

平成30年 8月31日 更新許可

令和 5年 7月31日 更新許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

以下余白

有 ・ 無